

新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第5号

新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保育課」を「幼保支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。